

第 14 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
議案第2号	3
議案第3号	3
議案第4号	4
議案第5号	5
(4)非農地証明について	6
議案第6号	6
議案第7号	7
議案第8号	7
(5)非農地通知について	8
議案第9号	8
(6)農用地利用集積計画に係る意見決定について	9
議案第10号	9
その他	10
3 閉 会	10

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正			
会員	1番	関 光博	2番	揚石 明	
	3番	佐藤 栄一	6番	福田 一紀	
	7番	中山 敏克	8番	大野 文子	
	9番	桑原 雅子	10番	塚原 信一	
	11番	町野 位夫	12番	渡辺 正明	
	13番	手塚 みち子	14番	石塚 英好	

日 時 令和6年7月19日(金)16時00分
場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席委員は 13 名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第 14 回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

（1）議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第 19 条第 2 項の規定により、2 名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。1 番 関 光博委員、2 番 揚石 明委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

（2）農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第 1 号

○議長 まず、議案第 1 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当

番班 3 班 班長、8 番 大野 文子委員にお願いします。

○大野 文子委員 本日、午前 9 時から、委員 4 名、事務局 2 名の計 6 名で、農地法第 3 条 1 件、同法第 5 条 4 件、非農地証明 3 件、非農地通知 1 件、合計 9 件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第 1 号の現地調査の詳細な報告を、2 番 揚石 明委員にお願いします。

○揚石 明委員（申請地位置説明）

本件は親子関係にある者からの贈与であり、現在も作付けされています。何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 1 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 位置図には宅地も含まれているが、宅地の部分まで第 3 条による申請はいかなものか。

○事務局 本件について、宅地は含まれておりません。今回利用している地図の作りから含まれているように見えてしまっております。今後とも注意してまいります。

○佐藤 栄一委員 宅地が含まれていないことが確認できればよろしいかと。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

- 議長 続いて、付議事件(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第2号

- 議長 それでは、議案第2号について事務局の説明を求めます。
- 事務局長(事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 議長 次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。
- 福田 一紀委員(申請地位置説明)
- 現地は草が少し生えているような更地になっており、近くには太陽光発電パネルがあり、住宅地の中にあるので、何ら問題はないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。
- 議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。
- 議長 無いようですので、これより採決いたします。
- 議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。
- (異議なしの声)
- 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

- 議長 それでは、議案第3号について事務局の説明を求めます。
- 事務局長(事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 議長 次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員に

お願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

現地は平らになっており、草が生えている状態でした。議案第2号と隣接しているので、議案第2号と併せて太陽光発電パネルを設置するために利用するものと考えられます。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 本件について、周辺住民に対して説明会等を開催しているのでしょうか。

○事務局 周辺住民に対して説明会を実施しており、市生活環境課には事前協議について届け出を提出していると伺っています。

○佐藤 栄一委員 了解しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号

○議長 それでは、議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、1番 関 光博委員にお願いします。

○関 光博委員（申請地位置説明）

申請者は申請地に隣接する土地を譲り受けましたが、進入路のとしての土地の申請が漏れていたとのことです。現地確認した結果、自動車が行き来している形跡もあり、やむを得ないと考えています。皆様の慎重審議よろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第5号

○議長 それでは、議案第5号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、1番 関 光博委員にお願いします。

○関 光博委員 (申請地位置説明)

申請地には鉄塔が建っており、それを避けるように畑に作物を作付けしている状態です。一般住宅の建築に当たって特段問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 非農地証明について

○議長 続いて、付議事件(4)非農地証明について議題に供します。

議案第6号

それでは、議案第6号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第6号の現地調査の詳細な報告を、8番 大野 文子委員に
お願いします。

○大野 文子委員(申請地位置説明)

申請地は、平成11年頃から申請人の宅地として利用されており、住宅地の中にあり、将来的にも住宅地になることが想定されることから、やむを得ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 7 号

○議長 それでは、議案第 7 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第 7 号の現地調査の詳細な報告を、2 番 揚石 明委員にお願いします。

○揚石 明委員（申請地位置説明）

申請地は昭和 14 年頃から宅地として利用されています。申請地は住宅地の中にあるので、非農地としてやむを得ないのではないかと思います。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 7 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第 7 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 8 号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、3 番 佐藤 栄一委員の退室を求めます。

（佐藤 栄一委員 退室）

○議長 それでは、議案第 8 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第 8 号の現地調査の詳細な報告を、2 番 揚石 明委員にお

願います。

○揚石 明委員（申請地位置説明）

申請地は昭和 38 年頃から宅地として利用されています。平成 27 年頃に申請者に相続されていますが、現在は空き地になっています。現状宅地になっているので、非農地としてやむを得ないではないかと思います。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 8 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○石塚 英好委員 案内地図に記載されている方と申請者が異なるのはなぜですか。

○事務局 申請者は地図に記載されている方の御子息になります。

○石塚 英好委員 了解しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

それでは、3 番 佐藤 栄一委員の入室を認めます。

（佐藤 栄一委員 入室）

（5）非農地通知について

○議長 続いて、付議事件（5）非農地通知について、議題に供します。

議案第 9 号

○議長 次に、議案第 9 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に、議案第 9 号の現地調査の詳細な報告を、8 番 大野 文子委員に

お願いします。

○大野 文子委員（申請地位置説明）

申請地に植林された様子であり、畑とは認められない状態と見て参りました。

皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第9号について、質疑意

見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようでしたら、これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

（6）農用地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件（6）農用地利用集積計画に係る意見決定について、議題に供します。

議案第10号

○議長 次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第10号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ごございませんか。無いようでしたら、これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

- ・矢板市土屋 329-4 の農地について、市の公衆用道路として利用することから転用の許可が不要となる案件であることを説明し、情報共有を行った。

以下の内容について伝えた。

- ・令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望を募った
- ・令和6年度農業委員農地利用最適化推進委員研修会について
- ・地域計画に関して話し合いについて
- ・栃木女性農業委員会設立20周年記念式典について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和6年7月19日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

関 光博

議事録署名員

揚石 明

